

第 1 1 回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善

福島県協議会

日 時：令和元年11月12日（火曜日）

15：00～

場 所：ザ・セレクトン福島

◎開 会

【事務局 菊地】

定刻より若干時間早目となっておりますが、全ての皆様にご出席いただいておりますので、このまま進めさせていただきたいと思っております。

ただいまから第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会を開催させていただきます。

各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、東北運輸局福島運輸支局輸送・監査部門の菊地でございます。今回より事務局となりました。座長に議事進行をお渡しするまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

初めに、本日の資料を確認させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図がありまして、その下に資料1といたしまして「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会について」、資料1-2といたしましてガイドライン事例集について、資料2といたしまして「対象輸送分野ごとにおける生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」資料、資料3といたしまして「『ホワイト物流』推進運動について」、資料3-2といたしまして「『ホワイト物流』推進運動セミナー開催のご案内」、資料4といたしまして「トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について」、資料5といたしまして「荷主及びトラック運送事業者を対象とした周知セミナーについて」、資料6といたしまして「平成30年度標準運送約款改正調査報告書（福島県版）」、資料7といたしまして「荷主と運送事業者の取引の適正化の資料のご案内」、資料8といたしまして「飲料配送研究会報告書」となっております。もし不足等ございましたら、挙手の上おっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、委員の出席状況についてご報告いたします。

お手元に配付しております出席者名簿のとおり、本日は代理出席を含めまして全委員にご出席いただいております。

次に、委員のご紹介ですが、本来であれば全ての委員の皆様のご紹介をさせていただくところではございますが、時間の関係上、引き続きご就任いただいております委員の皆様につきましては、お手元の名簿をもってご紹介にかえさせていただきたいと思っております。

なお、人事異動がございまして委員の交代がある方につきましては、ただいまご紹介いたし

たいと思います。

全日本運輸産業労働組合福島県連合会の国分執行委員長に、前任の田母神様のご後任として就任いただきたいと思います。

【国分委員】

運労連の国分でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局 菊地】

株式会社ヨークベニマルの小野物流事業部長様に、前任の平栗様の後任としてご就任いただきたいと思います。

【小野委員】

ヨークベニマルの小野です。よろしく願いいたします。

【事務局 菊地】

福島倉庫株式会社の蓬田様に、前任の鈴木運輸の鈴木様の後任としてご就任いただきたいと思います。

【蓬田委員】

二本松にあります福島倉庫の蓬田と申します。よろしく願いいたします。

【事務局 菊地】

アサヒビール株式会社の柴田福島物流センター長におかれましては、前任の平野総務部長の後任としてご就任いただきたいと思います。

【柴田委員】

アサヒビールの柴田でございます。今まで代理でずっと出てまいりましたが、どうぞよろしく申し上げます。

【事務局 菊地】

福島労働局の岩瀬局長でございます。

【岩瀬福島労働局長】

岩瀬でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局 菊地】

東北運輸局の藤井次長でございます。

【藤井東北運輸局次長】

吉田の代理で参りました次長の藤井でございます。本日はよろしく願いいたします。

【事務局 菊地】

福島運輸局の遠嶋支局長でございます。

【遠嶋福島運輸支局長】

遠嶋でございます。どうぞよろしく願いします。

【事務局 菊地】

委員の交代に関しまして、皆様のご了解をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(拍手) ありがとうございます。

◎挨拶

【事務局 菊地】

それでは、本協議会の開催に当たりまして、福島労働局の岩瀬局長よりご挨拶をいただきます。岩瀬局長、よろしく願いします。

【岩瀬福島労働局長】

改めまして、本日は委員の皆様方には大変お忙しい中にもかかわらずご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本協議会は、トラック運送事業におけるドライバーの長時間労働の抑制などに向けた環境整

備を図るという目的で設置されたものでございます。

ご承知のとおり、本年4月から改正労働基準法で規定しております時間外労働の上限規制が施行されました。自動車運転の業務の適用は、令和6年4月1日からとなるものでございますが、トラック運送事業者の方々には今後5年後の適用に向けて、より一層長時間労働の削減の自主的な取り組みを進めていただきたいと考えております。

当福島労働局管内の労働基準監督署におきましては、この取り組みに対する適切な支援をさせていただくために、本年度から労働時間等の説明会を実施することを予定しております。後ほど事務局からご説明させていただきますが、この説明会のあり方などにつきまして皆様からご意見を賜ればと考えているところでございます。

また、トラックドライバーの労働時間の短縮を図るためには、荷主の皆様にもご協力をいただかなければなりません。今般、荷主とトラック運送事業者が協力していくことの重要性に鑑みまして、中央の協議会において取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインが出されております。このガイドラインに沿って荷主とトラック運送事業者協力のもと、課題を一つ一つ解決していただきたいと考えているところでございます。

さらに、来年2月18日には郡山で荷主と運送事業者対象のトラック運転手の労働時間短縮に向けたセミナーを開催することとしております。

福島労働局といたしましては、これからもこれらの機会を通じまして、荷主とトラック運送事業者の皆様方がトラック輸送における取引環境・長時間労働の改善へ取り組まれるよう、機運の醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、本日委員の皆様方から有意義なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局 菊地】

岩瀬局長、ありがとうございました。

それでは、これからの進行につきましては当協議会の座長の今野先生にお願いいたします。
今野先生、よろしく願いいたします。

◎議 題

1. トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会について

【今野座長】

それでは、早速でございますけれども、次第に沿って始めたいと思います。

まず、議題の1でございますが、トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会についてでございます。この件につきまして事務局よりまず説明をお願いいたします。

〔事務局より資料1・1－2説明〕

【今野座長】

どうもありがとうございました。

ただいま事務局より今後の地方協議会、それから建設資材の運用での検討等につきましてご説明いただきました。皆さんのほうからご質問、ご意見などございましたら、自由に出してもらいたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

東北では、秋田がアドバンス事業ということですね。

【事務局 會田】

ええ、アドバンス事業は秋田のほうで実施されます。

【佐藤委員】

今、建設資材というお話があったのですが、輸送品目的には具体的にどのような製品になるのでしょうか。鉄骨とか、あとは足場材とか、いろいろ建設資材とはあると思うのですが。

【事務局 會田】

確かにおっしゃるように品目が多岐にわたるといふふうに認識はしておるのですが、具体的にどういった品目というような絞り込みはこれからさせていただきたいと考えております。

（「わかりました」の声あり）

【今野座長】

よろしいでしょうか。その他、ございませんでしょうか。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

それでは、ないようでございますので、本協議会では建設資材をテーマとして、次回以降事務局で検討していただくということで、次回の協議会で報告をいただくということでよろしい

でしょうか。（「はい」の声あり）

2. 「ホワイト物流」推進運動について

【今野座長】

それでは、続きまして議題2でございますが、「ホワイト物流」推進運動につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局より資料3・3－2説明〕

【今野座長】

どうもありがとうございました。

ただいま事務局より「ホワイト物流」推進運動についてご説明をいただきました。皆様のほうからご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

福島県は8社ほど手を挙げているのでしょうか。

【事務局 会田】

11月時点で8社という状況になってございます。

【今野座長】

平均するとちょっと遅れているのでしょうか、全国的に見て。

【事務局 会田】

これからかなというように思っております。

【今野座長】

何かこのことにつきまして皆さんのほうからございませんでしょうか。はい、どうぞ、石井さん。

【石井委員】

福島県商工会議所連合会の常任幹事の石井でございます。

資料3の6ページのところに、運転者不足の影響の例ということで引っ越し難民問題とかあるんですけども、県の場合、4月1日の異動期に今まで赴任期間が1週間という話をよく聞いていたんですけども、今、1日に来ているんですね。国もたしか1週間ではないかと思うんですけども。これは、1週間までに前倒ししてホテルとかに泊まったりというのをやっているんで、もしこういうことを言うのであれば、4月1日異動が一番多い県職員というか公務員に、赴任期間が1週間あるのだから、もうちょっと融通きかせたらいいのでは、というふうに言えることはあるかもしれないんですけども、最近では東日本大震災があつて、「早く、来い。」と言われるから、結構厳しくなっている。規程上は赴任期間があつて1週間で行けばいいということなので、そうすると平日に引っ越しできるようになりますし、前はそうやっていたので、やってもいいのではないかなと思ったのですが、ちょっと提案です。

【事務局 會田】

ご意見ありがとうございます。全くそれはおっしゃるとおり、制度上整っていてもなかなかできないという事情もあるかと思えます。ちなみに我々の職場についても赴任期間というのがありまして、なるべく期間をずらしてやっておりました。今回の件についてもご意見として頂戴したいと思います。

【遠嶋支局長】

福島運輸支局の遠嶋でございます。

引っ越しの話ですけども、赴任期間を柔軟に使うというか、最大限使うというのはそれはそれでいいんですけども、世の中が4月1日で動く仕組みになっているものですから、そこを直さなければだめなのだろうと思えます。例えば異動そのものを5月とか6月とかにずらすことができれば、その前後1週間の赴任期間で問題解決できるんですけども、世の中はそうではない。同じように、消費者物流でいえば宅配便ですね。再配達の問題というのがありますけれども、消費者を含めて世の中の流れというか、動きそのものを変えていくようにしないと、難しいのではないかと思うんですね。そのためにはどうすればいいかというと、荷主さんとか事業者さんだけでなく、オールジャパンみたいな感覚でやってもらうといいのでは、というふうに思いました。

【右近委員】

トラック協会の右近と言います。

今のご意見というか、コメントのさらに補足なんですけど、実は働き方改革とまさにホワイト物流も同じコンセプトの話だと思うんですが、これはある意味経済的合理性を無視したこのゴールを示す、いきなり目的、本来結果であるはずのものが、目的になってしまうと思うんですね。これはずっと中小には生き残る場がないという形になっていくんですね。要は行政はもちろん、実はマーケットもそういう考え方というか、例えば生産性を上げろと言われてたら、高速道路をタダにして下さいよ、という話がまず出ます。経済的メカニズムというのがあるわけですから、その持続性を担保する上でもホワイト物流というのは一人一人、業界だけの問題ではないということを再認識する必要があるのではないかと思います。

今の遠嶋さんの話もまさにそのとおりなんですよ。業界一人頑張ったって、それはある意味経費が非常にかかる話になりますから、許容できないんですね、やはり。その辺をはっきりさせたほうがいいなという気がしています。

【今野座長】

はい、どうもありがとうございました。そのほかございませんでしょうか。

物流は物流だけで同時に解決するというわけじゃなくて、やはりさまざま全体の経済性も、官庁を動かすとか、その結果として出てくるものですから、なかなか難しく、ただ、どこかで声を上げないと何か進まないということだけははっきりしている。

私も大学にいて、大学の中の配置転換はみんな4月1日にやっていたんですが、4月1日になると、新しい学生が入ってくるし、一番大変なときに公務員の転勤が一緒になっているんですね。併任の場合はそうでもないんですけども。何とか一斉に配置転換するのは6月にしようとか、7月にしようとか、さまざまなことはやってはいるんですが、なかなかそれがうまく効果が発揮しているかどうかというのは難しいなという感じがしますね。

その他、これについて何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、この議題は一応終わらせていただくということで、議題の3のほうに参りたいと思います。

3. トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について

【今野座長】

議題3は、トラック運送事業者に対する労働時間等説明会につきまして、事務局からご説明

をお願いいたします。

〔事務局より資料4説明〕

【今野座長】

どうもありがとうございました。

事務局より、トラック運送事業者に対する労働時間等説明会についてご説明いただきましたが、皆様のほうからご質問、ご意見等ございませんでしょうか。特にございませんか。

それでは、特にご質問、ご意見もないようですので、この議題については終わりたいと。ありがとうございました。

4. 荷主及びトラック運送事業者を対象とした周知セミナーについて

【今野座長】

続きまして、議題の4でございますが、荷主及びトラック運送事業者を対象とした周知セミナーにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局より資料5説明〕

【今野座長】

どうもありがとうございました。

今、事務局よりご説明いただきましたけれども、これにかかわってご質問、ご意見ございましたら。はい、どうぞ。

【小野委員】

ヨークベニマルの小野でございます。

私共、小売業でございます。小売業の役割というのは、やはり毎日の地域の食を守るということが第一義に考えていまして、それを実現するためには、やはり日々のトラック輸送はなくてはならない、これがなければそれが実現できないということで、今日の議題になっていることについては、我々にとっても非常に大切な課題なのだというふうな捉え方で会社としても取り組んでいくということで考えております。

私共の運送については委託先がありまして、主に委託先と運送会社の契約ということにはなっているんですけども、だからということで人任せということではなくて、私共のお店から配送していますよ、という仕組みまで全部検討して考えていかないと。なかなか問題解決ができない、昨今のドライバー不足ということであれば、ドライバーさんの就業時間を短くして、一人一人がやりがいを持って取り組んでいただける結果、お客様にとっても、私共売の側にとっても、物流品質を上げて、一緒に安全安心な、当たり前前が当たり前前にできる物流を継続していくということをぜひ進めていきたいというふうに考えております。

私共もホワイト物流の説明会に参加して勉強させていただいて、まだまだなんですけれども、労働時間の改善、組み替えということで、高速道路の活用とかはもう既にやらせていただいている部分、あとは納品時間の組み替えをやることによって、ドライバーさんの待機時間をなくして、例えば13時間あったものを8時間、9時間と同じ仕事が回るような、そんな実験を自社の物流のほうで進めていまして、ある意味条件が整えば、そういうこともできるんだというふうな取り組みもさせていただいております。また、加工食品の協議会とかあるんですけども、非常に物流が多い中、本当に繁忙期で量が多くて、例えば、バラ積みであったものをパレット積みに入れて、何とかドライバーさんの負担を減らせないかということで、まだまだ全部ではないんですけども、そういうことができると、通常1時間かかっているのが20分で終わったとか、そういった部分が幾つもあります。これから私共も一つ一つ、もう一度勉強させていただいて、何とか運送業にかかわります環境改善とドライバーさんの人員が安定的に確保され、いろいろな仕組みのところスムーズに運営ができるということができないと、世の中の仕組みが崩れてきますので、そういうことについては前向きに我々も取り組んでいきたいという所存でございますので、ぜひよろしく願いいたします。

【今野座長】

はい、どうもありがとうございました。そのほか、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【国分委員】

運労連の国分でございます。

私も初めて参加させていただいて、事業者様、あとは荷主様ということで参加させていただいたわけなんですけれども、労使共通の課題としてやはりもう人手不足というのは喫緊の課題でございまして、もう10年、15年先に今の状況では本当に物流がとまってしまうんじゃない

いかという、本当に危機感を持っているわけでございます。その中で、私どもとしても先ほど支局長からお話があったとおり、オールジャパンといいますか、事業者だけではなく、荷主さんの協力というのは非常に重要な部分だと思っておりますので、こちらのセミナーのほうにも、荷主と運送事業者のためのございませうが、ぜひ私を参加させていただきたいなと思ひました。また、労働組合のほうからも、ご意見とかそういうふうなものを出させていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

【今野座長】

ありがとうございます。そのほか、ございませうでしょうか。

こういうセミナーは、直接的には荷主さんと運送事業者さんを対象にしてということですね。我々の生活に、いわば物流は非常に影響するものですから、やはり一般の市民というか、国民の立場でもう少し、その業界に対する考え方が変わっていかないとなかなか難しいかなと思ひます。私も福島にいと、例えば本を買うとなると、買ひに行けば配送料は必要ないんでしょうけれども、非常に本の数が少なくなつてきて、結局はアマゾンだとか、そういうところから、もう夕方に申し込むと次の日の朝に着いています。こういう構造というのは非常に慣れるとすごく便利ですが、表題だけで見て中身は見られないというところが本の場合はあるんですけども、何かそれにだんだん慣れ親しんでいと、そういうサービスを前提にして生活が動いていとということ、トラック関係者にだけいろいろ工夫しろと言つても、それはなかなか実現していかないと、やはり国民のそういう消費動向とか、影響が大きいのかなという感じがしていとですね。どうも、いつもじれったい感じがするんですけども。こういうセミナーは荷主さんと運送事業者さんが頭を抱えて大変だと思ひつつも、一般の国民にとっては、労働基準法の適用というか、一般的には働き方改革、労働時間を短縮しろということについては賛成でしょうけれども、具体的に自分たちの行動とこれはどういふふうにかかわり合つていとのかというのがかならずしもはっきりしないまま進んでいとという感じがしていとですね。

それは非常に難しい話なんでしょうけれども、うまく成果が上がるようにと思ひつつも、もう少しよく考える必要があるかなという感想を持っています。

何か、そのセミナーにかかわつてだけでなく、皆さんのほうからご意見、ご質問お願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

【夏坂委員】

私、日本通運の夏坂と申します。

今、教授おっしゃったように、ここにいらっしゃる荷主様とか、物流事業者ばかりでなくて、やはり消費者のほうの考え方というか、そこをちょっと変えてもらうというのが必要なのかと自分は思っています。これは先ほどホワイト物流のところで引っ越し難民という言葉が出てきましたけれども、やはり去年からそういう言葉がニュースとかでそういったところで流れて、やはり今年の春の引っ越しは、実際個人の方の引っ越しというのは、もう前々から予約するとか、そういう傾向となっていて、やはり少しそういうイメージが変わってきたのかなという感想はあります。やはり先ほど言いましたように、荷主様、あと事業者ばかりじゃなくて、国民、消費者の考えも変えていく必要があるのかなと思っています。

【今野座長】

どうもありがとうございました。その他ございませんでしょうか。

【事務局 會田】

事務局からですが、先ほどホワイト物流のご説明の際に、詳しく触れなかったんですけども、ホワイト物流の趣旨として、従来の荷主さんと事業者さんだけの関係に加えて、消費者を初めとした国民の皆様にも理解と協力を求める運動というような趣旨になってございます。

具体的に、先ほどの資料戻って申し訳ございません。資料3の14ページ、この中で期待される取り組みとして、企業、国民、物流事業者と位置づけておいていることに加え、26ページに記載させていただいているように、運動の一環として、国民に呼びかける事項といたしまして、政府広報等を展開ということで、まず国民の皆様へ物流への理解と協力を求めると。あと、国民の身近な部分で宅急便ということで、できるだけ1回で受け取りましょうであるとか、宅配ボックス、営業所、コンビニ等の受け取りも活用しましょうとか、引っ越し等についても、先ほどご指摘もいただきましたが、引っ越しされるということでこういった予想図をつけたり、駐車場においては大型車のスペースを空けてくださいとか、こういった活動もしておりましたので、ご紹介させていただきました。

【今野座長】

どうもありがとうございました。何かございませんでしょうか。

【事務局 上野】

セミナーについて、先ほど荷主と運送事業者というところでご説明させていただいたのは、その関係が重要だということですので、リーフレットの下の部分を見ていただいてもわかりますように、このセミナー自体、運送事業者と荷主しか参加できないというものではございません。今、ご議論がありましたように、消費者ニーズという観点の重要性について、国民のコンセンサスを得るといのは非常に重要な視点だというふうに承知しております。そういう意味におきまして、運送事業者と荷主のほかの方々に関心を持っていただくということも重要な視点でございますし、「その他」ということで、荷主や運送事業者以外のいろいろな方に参加いただけるということにつきまして、補足をさせていただきます。

【今野座長】

どうもありがとうございました。その他、ございますか。
いろいろとご意見、ご質問いただきまして、ありがとうございました。

5. その他

【今野座長】

この議題で一応予定していた議題としては最後ということになりますが、その他ということになっております。

その他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

[事務局より資料6・7説明]

【今野座長】

事務局より、標準貨物自動車運送約款改正に係る実態調査のご報告がありましたが、ご意見、ご質問などございますでしょうか。

それでは、全体を通してでも結構ですので、皆様から何かあればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

【遠嶋委員】

福島運輸支局の遠嶋です。

今回、初めて出席させていただきました。今お話を聞いて、先ほどヨークベニマルの小野さんの話ですとか、荷主さんとして物流を考えるというのは当たり前のことで、この場にいらっしゃる荷主さんと事業者さん方も一体ではないかなと思います。そういう意味では今後の取り組みは期待がもてると思います。標準運送約款の報告書を見ていて、別立てになっているのは高速道路料金等とありますけれども、全体として、荷主さんと物流事業者さんは一体の関係であることがわかりました。ですから、B to Bについてはある程度うまくいくのかなと思うわけです。そうなったらどうしても気になるところは、夏坂さんがおっしゃったように、消費者の方にも、何か工夫していただく必要があるのではないかと思います。引越について言えば、国も消費者の一人ですので、民間と同じように4月に引越すのではなくて、例えば5月、6月にずらしていけばいい、同じようにそういう取り組みを消費者の方にやっていただくということが必要ではないのかなと思います。先ほど政府広告等とありましたけれども、内閣府のほうで一生懸命消費者に対する広報をしているとはいえ、それを何か地方でも消費者を巻き込んだ物流の効率化に向けた取り組みができないか、ということを改めて感じた次第です。

ですから、今後5年間でその労働時間の改正に向けても、現段階では荷主と運送事業者の関係は悪くないと思いますし、クリアできるのではないかと期待をしておりますので、改めてよろしくお願ひしたいと思います。

【石井委員】

取り組みの中に、経済団体が入っているわけですがけれども、トラック協会としてはある程度ホワイトがいいかもしれない。では消費者は何かメリットあるんですかというところに、我慢しろと言われても、これだけ便利になったので、我慢するのは厳しいと思うんですね。では、どうしたらいいんですかと言ったときに、自動運転やりますから認めてくださいとか、大型免許は21歳からなんだけれども18歳からとれるようにとか、普通免許は16歳からにしてください、そうしたら全部できますよという話になるわけですよ。そこまでやっていかないと、国民に我慢しろと言われても、もっと我慢する前にほかにやるところあるのではないですかとなるので、トラック協会だけでできないところも含めて、警察も含めてやっていかないと、国民の理解を得ようと言われても、かなり厳しいのではないかという感じを持っているので、もう少し横の広がりがあればいいかなというように感じております。

【今野座長】

どうもありがとうございました。

いろいろ課題はありますが、何か皆さんのほうからございますか。

【右近委員】

日本人というのは、こういうふうサービスに関しては非常に生産性をたゆまぬ努力をして積み上げてきたわけです。破綻し出してようやく、引っ越しや宅配だと思うんですけども慌てはじめました。日本経済というのは30年間、平成の間、全く物価が上がらず、それなのに生活ちゃんと暮らしをしているという現象の本質はどこにあるのだろうみたいな話になってくるんですね。ユーザーがどれだけ文句言うかという問題は、業界だけの問題でもないし、その監督官庁が必要だという問題だけでもない。政治家も必要条件なんですね。自分たちの努力はもちろんする、それは必要条件なんですね。条件が成立していくかどうかは、これは創造的な政策の問題になってくるんですね。ヨーロッパの先進国が日本の物価より2倍もある状態で何となく回っているのは、低賃金のまま、みんなお金を使わないということに起因するような気がしています。こういう草の根活動はもちろんいいのですけれども、なかなか確実な階段を上っていけないという感じがしています。今度の土曜日、政治家の方に集まっていただく機会がありますので、そのときにも訴えていきたいなと考えています。

【今野座長】

私も、一消費者として、非常に便利さというか、わがままが許されるような物流を前提にして見てしまっています。随分前ですけども、まだ東ドイツ、西ドイツの段階で分かれているような段階ですけども、やはり例えば土曜日、日曜日というのはドイツのアウトバーンで、高速自動車道はトラックが禁止されていて、ほとんど動いていないんですね。乗用車だけで。その前提になっているのは、土曜日、日曜日は全部休みだということです。ドイツの労働者に、日曜日、一体日本の労働者は何をしているのだと聞かれて、買い物にも行くと答えると、ドイツの場合はその当時は日曜日は店が開いていないから、日本はいいねと言われたんです。ただ、それをどんどん広げていくと、とにかく日本は非常に住みやすいですけども、そのサービスをどこで市民が了解しながら一定の不便さも我慢しながらやっていくかという社会としては、なかなか日本は厳しいなと思います。きつい仕事をしてきている運送事業者のほうにお願いしているという反省があるので、物流のことから出発して、日本の社会のあり方というか、私

たちの生活のあり方なりにかなり影響してきているのかなという感じがします。運送事業者は一生懸命頑張っているわけなんですけれども、バックにそういう便利さに慣れた消費行動があるものですから、厳しいなという感じもしています。

何かその他ございませんでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、本当に今日は貴重なご意見等々ございました。ありがとうございました。

本日いただきました意見等を踏まえまして、説明会やセミナーへの参加、それから「ホワイト物流」推進運動の普及については、各委員のご協力をお願いするということにして、建設資材物流における検討については事務局で進めていただきたいというふうに思います。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、本日の全ての議題を終えましたので、進行を事務局にお返しいたします。

皆様、ご協力ありがとうございました。

【事務局 菊地】

今野先生、ありがとうございました。

◎閉 会

【事務局 菊地】

最後に、協議会の閉会にあたりまして、東北運輸局の藤井次長よりご挨拶申し上げます。

【藤井東北運輸局次長】

次長の藤井でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中協議会に出席いただき熱心な議論を賜りまして、どうもありがとうございます。

先月の台風によりまして、関東甲信、それから東北で大きな被害が発生し、利用者の方、県民の方、それから物流事業者の方々が被害を受けていることに関しまして、現在復興に取り組んでいるところでございますし、また、緊急物資の輸送、それから代行輸送などにおきましては、従事をした事業者様、トラック協会の方に大変お世話になりまして、この場をおかりしまして御礼申し上げます。

国交省では、先ほど議題にありましたように、今、数回の大きい会議、加工食品、建設資材、

紙・パルプの輸送に特化した品目別の懇談会を実施しておりますし、各地方協議会におきまして、テーマを決めて勉強を進めていくということになっております。先ほど説明させていただいたように、東北、福島県協議会では建設資材ということになっておりますが、必ずしも建設資材は十分勉強いたしますけれども、先ほど議論いただいたように、建設資材にとどまらず、いろいろな面から皆様のご意見を賜りたいというふうに思っております。

労働力不足、運転者不足に対応して、ホワイト物流ということで事務局から申し上げたとおり、事業者様のみならず、荷主の皆様、それから消費者の皆様、国民の皆様の理解、協力を得ながら進めていくということで、本当に一分野だけの実施ではうまくいかないということがわかっておりますし、皆様のご意見もそういうことが複数観点からのご意見が多かったかなというように考えています。

全国10都市でホワイト物流セミナーを実施しておりますけれども、東北地方におきましては、12月13日仙台で実施いたします。また、昨年貨物自動車運送事業法の一部を改正しまして、荷主の皆様のご理解、取引の適正化などの施策に取り組んできておりますし、また、働き方改革関連法案の成立によりまして、いろいろな罰則規定の強化などもあります。このような制度も含めて、関係者のご理解を得ながら問題に取り組んでいきたいと思っておりますし、引き続き皆様のご協力を賜ればありがたく存じます。

本日はどうもありがとうございました。

【事務局 菊地】

藤井次長、ありがとうございました。

長時間にわたるご議論、貴重なご意見を承りまして、ありがとうございました。

今回の協議会の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に公表させていただく予定としております。

次回の開催は、建設資材物流の検討結果等を捉えまして開催時期を決定したいと考えております。会が近くなりましたら、事務局よりご連絡差し上げます。

以上をもちまして、第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会を終了いたします。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。